

家庭教育における新旧世代間の共生

～家庭教育学の方法を求めて～

高 橋 進

A Symbiotic Relationship in the Home Education

TAKAHASHI, Susumu

キーワード：家長、脩身齊家、人欲の私、家倫、家庭教育学方法論

1. 問題の所在

標題の意味するところのものは何か、が問題になる。まず始めに、家庭という場、教育という作用ないし人間の営み、新旧という時間差のある二つの世代、両者の共生という人間交流の分析が可能であろう。これらの言葉の意味を、概念的に個々に考えてみる。家庭という場所は、極めて限定的である。学校とか社会という人間の存在する場所と、家庭という場は異なる。つまり、一義的には、多数の、直接的な関わりを持たない人間の集まりが社会である。しかし、西欧語のsociety, Gesellschaft, société などには、もともと「結びつける」「結合する」という意味をもっており、明治時代に「社会」という訳語が、すでに定着したという。(平凡社『哲学辞典』)

また、学校という集団は、それを構成する児童・生徒ないし学生の個々の人間相互とは、やはり直接的なつながり・関係はなく、たまたまその学校ないし大学で学ぶことを目的として集まってきた人々である。前者のいう社会は、いわゆる社会学的に定義する以前の、人間が集まって生活を営むところ、その集団を意味する。ここでは、直ちにそれ以上の定義を必要としない。

学校も、辞書的には、学生・生徒を集め、一定の方式によって教師が継続的・計画的に教育を与える施設である。ここでは、それ以上の定義を必要としない。問題は家庭である。現代は、夫婦・親子などが生活を共にする小集団、という定義だけでは、現代の家庭を定義し理解したことにならない。現代の家庭は、さらに複雑多様化されている。さらに家庭教育という概念も多様で一概にはその実態を定義づけることはできない。標題に示された「新旧世代」とは、文字通り新しい若い世代という意味で、具体的には年齢の若い世代という意味であろうし、また旧世代とは、すでに子育てを終わり、自分の子どもは成人し、独立した生計を営んでいる世代で、自分たちの育てた子どもの子ども、つまり孫とその親の世代で、一つの家庭に同居しているか、すでに独立して生計を営む自分の子どもたち夫婦とその孫との関係ということになろう。さらに標題は新旧世代間の「共生」といわれる。したがって、問題は、現代社会の現状の中で、自分の子ども夫婦とその子ども、自分たち祖父母という三世代が、家庭教育をめぐる「共生的」に生きるには、いかにすべきであるか、いかなる実情が存在しているか、ということが問題になるであろう。

2. 現代の住宅の中の家庭

昭和二十二(1947)年十二月二十二日、法律第二二四号の成立により、新しい戸籍法が成立した。第十六条[婚姻による戸籍の変動]に、婚姻の届け出があったときは、夫婦について新戸籍を編成する、とある。これによって、我が国は、封建制以来、基本的には通じていた家族制度が崩壊した。

家父長のもとに統制されていた日本の家族制度も、この法律を契機として崩壊し、各夫婦は、婚姻

により、新しい戸籍のもとに、一個の独立した存在となった。同世代、異世代が混淆していた家族は、新しい婚姻により、それぞれ独立した家族と見なされ、複数家族から単一家族の誕生となった。永い家父長制の制約のもとに統一されていた枠組みから、独立した新しい家族が誕生した。いわゆる「核家族」の誕生である。

このことは、「家」制度のもつマイナス面は否定され、独立した新しい家庭の誕生を国民は歓迎していた。法律が先行して、社会体制は徐々に変化した。いわゆる「カーつきババ抜き」時代の出現である。知識人はこれを謳歌した。しばらく経過すると、時代はまた変化し出した。新夫婦の世帯は、子どもを抱えて、どのようにしたらうまく家族生活が営めるか、考え出した。母親も時代の進展により、自分も働きたい、父親も働きに出てもらいたい、という家庭が増えて来て、昼間両親のいない家庭をどうしたら守れるかが課題となり、子どもたちの生活を安心して任せられる人を探し出した。教育の面でも、人々は、夫婦・子どもだけの単一家族よりは、子どもの教育にも智慧と経験のある祖父母がいてくれたほうが、何かとありがたい、有益なことがあると言い出した。つまり「三世代同居」のほうが、家族にとって有益だというわけである。そうすると、戦後の戸籍法改革はなんだったのか、一旦改革された法律に対して否定的な意見が出てきた。教育界からも同様に出てきたのである。

カーつきババ抜きは、ヨメとシュウトメのあそびがただ平穏であるが、子どもをかかえた新夫婦は別の悩みを経験し出した。やはり三世代同居の利点も棄てたものではないと。戦後世代で、この問題をうまくクリアした家族は、次に生活も安定し、一戸建ての家を新築した。そのころは子どもたちも成長し、彼等の自己主張も出てきた。そこで新夫婦は考えた。自分たちの子どものころは、多くの家では、子どもの勉強部屋などなく、廊下の片隅か、家族と一部屋に同居したままの生活であった。経済も向上し、生活も安定してきた現在となって、つぎは子どもの部屋を一人一人に作ってやるという案である。それも何とか実現してきた。

これで我が家の家族生活に問題はなくなった。平穏な家族生活が動き出したころから、別の問題が出てきた。子どもたちの生活態度に変化が見え始めた。子どもたちは、一人一人孤立した生活が始まり、食事は家族一緒に食べず、勝手に一人で食べ、親兄弟との会話もなくなり、部屋に閉じこもって何をしているか、親にさえ見当もつかない。そのうちに、学校へ行って勉強しているものとはばかり思っていたところ、突然学校から連絡が入り、「お宅の子どもは、こういうことをした」という。そのころになると、もはや親の指導とかお説教は効果がなくなっている。年寄り夫婦にもどうしていいかわからない。

戦後の戸籍法改正で、「核家族化」が進み、その反省の上に立って、次には「三世代同居」が見直され、そのような家族が多く成立した。やがて国民の経済生活が向上し、家族の全員が住める一戸建ての新築家屋が登場してきた。生活を含む衣食住が安定すると、今度は家族とくに小学生以上の子どもの生活に問題が生じてきた。問題が生じて、共に語り相談する雰囲気は、家族の中から消えていた。最近では、もはや伝統的な家族は崩壊した、とまで極論する者もでてきた。なんとかしなければ、日本の家族も文化も亡びてしまう、という危惧の念が識者の間から出るようになった。文部科学省も、国民の広範な意見に対して、行政的にも手を打たなければならなくなった。だからといって、行政が、むやみに家庭・家族、家庭の教育に口を合わせて出すことは、戦前の家族制度を蘇らせることになり、断じて認めるわけにはいかない。文部科学省も、行政が家庭に口をだすことは、禁句であった。やはり、国民全般のことは、国民の自主的判断に任せる、という姿勢を守り通していた。

3. 家族と家長

一つの家は、両親、両親の父母、子どもなどの集団を構成している。あらゆる場合に妥当することであるが、一つの集団には、必ずリーダーが必要である。まして、家族も、特異な「機能集団」である。特異などは、普通一般の集団は、血の繋がった個人が集まった集団であるよりは、個々バラバラ

であるのが一般的である。ところが周知のように、家族集団というのは、個々の存在が、血の繋がりをもった存在である。では、血の繋がりをもった存在であれば、家族の集団には、リーダーは不要であろうか。日本では、このごろまったく五分と五分のようなつながりの家族集団がみられる。

家の中は、他人からは見えにくい。五分と五分のあいだがらに、外からは見えても、実際はリーダーの存在する家族もある。また、外からはリーダーの存在を認めることができるような家庭であっても、実際の運用はそうでなく、リーダーの存在は有名無実であったりもする。そこから見えなくても、実際はリーダーの役割を担う存在がいて、役割をきちんと果たしている家もある。リーダーの存在がいるようできて、実際はいないかの如き家もある。このような家はそれでも非常にうまくまとまりがある家である場合もある。或いは、まとまりもなく、家族バラバラの家もある。

平成十四年四月発行の『文芸春秋』臨時増刊号は、118人の作家、芸術家、大学教授、有名人、無名人、知識人、一般庶民などなどが書き下ろした家族の物語である。総題名が「家族の絆」で、読めば多種多様、それぞれに個人的体験、家族の論理、親の偉大さ、これみよがしの自分の家族の団欒風景である。いや、そうでもなく、幼い頃の我が家の貧しさ、みじめさ、不協和音、暗さ、楽しさ、こりごりの話、もう一度この夢をの家、それこそ十人十色であった。

その中で、戦後日本の、家父長制なきあとの家の実態、住の様子に特に興味をもった。旧態依然として、祖父や祖母が家の実権をにぎり、若い夫婦・子どもは、その下でかきこまって暮らす。時々祖父母がしつけや生活の隅々まで事細かに口をだす。しかし、家の中は、整然としてまとまり、いつもきちんとした生活が保たれている。そういう家の、少しむかしの在り方を郷愁の念をもって回顧している人もいた。

この臨時増刊号に掲載されている人々の家の様子は、多かれ少なかれ、よかりし日の回顧と体験である。この雑誌の特集号に載せられる人々であるから、かつては暗いみじめな思い出があっても、今は、人に書いて読ませる内容をもっている。その内容は、様々な価値観、人物論、家観念であふれている。様々な家・家族観がみられるが、脳裏に残ったのは、一家には、家長というべきリーダーが必要だと言うことである。これまた、人によってさまざまな家長観があるが、一個の家には家長がいて、大所高所から、一家をリードする存在が必要と言うことである。普段の生活では、家長はそれほど重きをなし、重圧を加える存在であることはないが、一旦事あるときは、家長がリードする。

家長の存在を無言のうちに重からしめるのは、横にいる母親、または祖父がリードするときの祖母である。これは、ある程度物理的な性格さえもっている。暗夜に航路を示す灯台や夜道を照らす懐中電灯の如きものである。家族は、一旦事があってからは、家長のリードによって進むべき方向を見定め、一家が事なきを得る。その事は、ときに災害のような事もあるが、さら深刻な不幸の降りかかったとき、病人がでたとき、その他さまざまな難事の生じたときである。このようなとき、リーダーが存在し、適切に一家をリードしなければ、一家というものは、崩壊の危機に瀕する。一家に長たるものがいて、それ相応に尊重され、権威なき権威（行政の如き権威でない）があれば、一家は統一のとれた行動・対処ができる。また、幼少の頃から家長のもとに統制なき統制がたもたれていれば、一族に「長幼の序」が生じ、幼少のころからそれが身につけられて行く。友達のような家族とよくいわれるが、一家は友達のような集まりでは決してない。長幼の序があって、始めて家族の親しみ・思いやり・謙虚さのある生活態度が生まれる。一家に祖父母がいて、家長の高齢者尊重の態度があれば、自然に子どもは長幼の序に従い、親や祖父母を大切にする。

乱れた家庭では、家長の権威なき権威が無視され、家長の存在が意識されていない。

このような家庭では、父親に続く母親の権威なき権威も尊重されていない。このような家庭に一旦事が起ったとき、まとまりなき一家の様相が露呈される。威張る権威・振り回す権威でなく、無言のうちに示される権威こそが、家庭には必要である。

4. 脩身齊家～身を脩め、家を（齊）ととのえる

『大学』を改めて読む。その第一章に、

「いにしへの、明德を天下に明らかにせんと欲する者は、まずその國を治む。その國を治めんと欲する者は、まずその家を齊のう。その家を齊のえんと欲する者は、まずその身を治む。その身を治めんと欲する者は、まずその心を正す。その心を正さんと欲する者は、まずその意を誠にす。その意を誠にせんと欲する者は、まずその知を致す。知を致すは物に格^{イタ}るにあり。」と。

（古之欲明明徳於天下者、先治其國。欲治其國者、先齊其家。欲齊其家者、先脩其身。欲脩其身者、先正其心。欲正其心者、先誠其意。欲誠其意者、先致其知。致知在格物。）

國をよく治めようとすれば、まず自分の家をととえなさい。家をととのえようとすれば、まず自分の身をおさめなさい。身をおさめるには、自分の心を正しくすることだ。心を正すには、自分の意（思い）を誠（実）にすることだ。自分の思いを誠（実に）するには、心に新たな知をもたらすことだ。心を実の知にするためには、実際の物に当たってみることだ。これが原文の大意である。

「家をととのえる」とは、どういう意味か。辞書的には、目指す状態に全体がきちんとまとまり、物事が乱れず、調和のとれた状態にする、という意味である。ものがととのうとは、それぞれが、それぞれなりに落ち着いて、在るべきところに在る、ということ。

家について言うと、家族一人一人が、自分なりに自分の居るべきところに落ち着いて居ることである。「身をおさめる」とは、家族にたとえれば、一人一人が自分なりの居るべきところに落ち着いて、「はみ出さない」こと。はみ出しは、自分の本来の居る場所でない。はみ出さないためには、普段から我が身をきちんとおさめて、家族の一人として、人間として、はずれ者にならないこと。

心が正しく保たれていれば、間違った行為はしない。心が実でなく、うつろ（虚）な状態であると、確かな道に沿った歩みをしていないから、心は空虚で、確かなものの在り方が、心を満たし尽くしていない。だから、実なる知識で心を満たすならば、自然と道にはずれた行ないはしない。

孔子は、このことを「父、父たり、子、子たり」（論語・顔淵第十）と言った。日本語ですこし詳しく説明すれば、上に述べたような意味になる。『大学』の第一章の後半は、これに続いて、次のように言う。

「天子より以て庶人に至るまで、一に是れ皆、身をおさむるを以て本となす。其の本乱れて、未治まる者は、いまだなきなり。其の厚き所は薄くして、その薄き所を篤くする、未だこれ有らざるなり。」（自天子以至庶人、壹是皆以脩身為本。其本乱而未治者否矣。其所厚者薄、而其所薄者厚、未之有也。）その大意は、我が身を治めることが、その本である。我が身が乱れて、未の治まるのは、未だ見られないところである、ということ。

さらに「人の子たる者は、孝に止まり、人の父たる者は、慈に止まる。国人と交わりては、信に止まる」と言う。止まるとは、心が、そこに止まって、安心していること。世の中の事において、皆、止まる所を知って、疑うことがないこと。子が孝に止まり、父が子を慈しむことに止まるとは、子は親に対して、最高の善たる孝に止まって安心し、父親は子に対して慈愛という最高の善に止まって、安心していること。『大学』は、人の道の最高の善であるところに止まって、安心していることを説く。父においては子に対する慈愛に止まり、子は親に対して最高の孝に止まることを教える。

家をととのえる、とは、単に我が家をととのえるだけでなく、本であるところの子の孝、親の慈愛の最高の所に止まって動かず、安んじていること、である。子の孝とは、親にひたすら一心に仕えて、よく心配りをすることであり、親の慈愛とは、親が我が子に対して、ひたすら慈愛の念をもってかわいがること、子に対して様々な心配りをするのである。親の子に対する慈愛、子の親に対する孝が実現されているとき、家はととのい、治まるのである。

5. 齊家（家をととのえる）の真義

『大学』の首章は、すでに述べたように、明德を明らかにし、民を親（新）たにし、そして至善に止まる、にあった。極論すれば、明明徳も、親民も、行き着く所は、至善に止まる事が、究極の目的であった。至善とは、朱子の注によれば、「事理当然の極」である。事理とは、ことごとがもっている筋道で、それが無理なく当然の事として受け止められる極致である。そして、そこに止まったならば、もはや他の場所に移らない。遷（移）らない理由は、止まった地が、他にも在る、ここにも、あそこにも在る、というような在り方でなく、もうこれ以上、どこを探してもない、と言うところ。これ以上はない、最高究極の地である。そのような地は、ほんの少しの人欲がからんでも、本物でなくなる。そういう所が「事理当然の極致」である。もうこれ以上、どこにも遷らない地が、その極致である。

ここで注意することがある。大学の道は、明明徳、親民、止至善であった。明德を明らかにするには、國を治める、家を齊える、身を脩める、心を正す、意を誠にする、知を致す、知を致（尽）くすは物に格（至）るにあった。

よく考えてみれば、知識の根本は、物をよく窮め知り尽くすことから始まる。内容のない、うつろ（空虚）な知は、本来在り得ない知なのである。朱子の理解を今様に解すれば、事物の正当な認識こそが、自分の知識を高め、充実させ、豊かにする、ということになる。自分の「思い」を誠（実）にし、自分の心を正しく保つのは、自分の家を齊のえ、國を治める本で、これによって全的な明明徳、親民、止至善が実現する、というのが、首章の本意である。この心の動きの全過程において、最も重要なのは、「一毫の人欲の私」もないことである。毫とは、獸毛のうぶげで、ほんの小さな生えたばかりの毛。だから、「一毫の人欲の私」とは、ほんのわずかな人欲もさしはさまないところである。

家を齊のえるには、まず、その身を脩めなければならない。その過程は省くとして、家を齊のえ、我が身を脩めるためにも、重要なことは、その間に「一毫の人欲の私」も、入り込んではいけぬのである。『大学』が求め、朱子が敷衍しているのは、「家をととのえる」過程において、私的な欲望がほんの少しでもはいつてはいけぬのである。

『大学』が求め、朱子はその実践において要求しているのは、まさに人欲＝欲望を絶つ努力が必要なのである。ひるがえって、現実の我々の日常の家庭生活を反省してみよう。世の中に出て行けば、そういう個人的な欲望は通らない。せめて、自分の家庭の生活では、自分の欲望を出してもよいではないか。それが人情というものであろう、と人は考える。朱子も、家庭を持ち、妻子もあつた人である。果たして、この首章の真意はどこにあるのだろうか。ここでの「人欲の私」とは、個人のもっている個人的な欲望。他者はいざ知らず、自分はずいぶんこのことがしたい、これが欲しい、という欲望を、人は誰でも持つ、または持ちたくなる。一つの家の中で、他の家族はどうでも、自分だけは、これをしたい、これを欲しい、という欲望をそれぞれが持ち、口に出し、行動に移したら、一戸の家族生活はどうなるだろうか。家族は、バラバラになって、ととのえることも、まとまることもできないであろう。明德を天下に明らかにせんとすれば、まず國を治める、國を治めるには、まずその先に自分の家が治まっていなければならない。これが『大学』の道である。天下を治めるには、まず自分の属する國を治める、國を治めるような大事も、小さな個人のレベルの一家がととのっていなければならない、というのだ。

自分の家が乱れ、様々な問題を抱えているのに、一步外へ出れば、口をぬぐって、天下・國家を論じ、政治にかかわって恥じるどころがない、という人士政治家は、現代日本に依然として存在する。自家がととのっていないのに、政治家として人の上に立つということは、そもそもあり得ないのである。必ずその政治家は、個人としても破綻すること、目に見えている。政治家でなくとも、世の中で、人の指導者として立つ者は、自家が乱れているようでは、外で十分の活動ができない。世の中で生活するすべての人にとって、共通の問題事である。

6. 我欲を抑えて、齊家へ

このように見てくると、明明徳、親民、止至善は、直ちに、脩身、齊家、治国、平天下に繋がって余す所がないのである。幕末明治期に活躍した「西村茂樹」(1828-1902)は、幕末佐倉藩の支藩佐野藩出身。「明六社」の創立役員、明治政府にあって修身教育従事、宮中顧問官・侍講、貴族院議員一期、文学博士、正三位勲一等に叙せられる。彼は、理教(儒教、哲学)をもって根拠とするが、道理に合わざれば儒教・哲学といえども採らず、道理に合えば宗教の言といえどもこれを採る、と言う態度であった。

西村は、英語・オランダ語に通じ、訳書も著わした。彼は、その著『国民訓』の中で、「儒教の説く所は明祥にして本末大小遺す所なし。過度の教訓あるも不足する憂いなし。」といった。一方彼は、「儒教には父夫兄たる者の道を説きたる甚だ少ない」といって、儒教は下の者が上に仕える道のみ多く、上の者の在り方について説くところは少ない、偏っているという。そこで彼は、父道夫道をも述べてその及ばざる所を補わんとす」と言って、

○父母たるの道 ○子たるの道 ○夫婦たるの道 ○夫がその婦に対する道

○婦がその夫に対する道 (『増補改訂西村茂樹全集』、第一巻、国民訓第四章家論P.206以下)を、説き分け論じている。西村は、人間関係の一方のみ、その在り方、道を説くのは偏っていると上のように、相対する両者の在り方を説いて、これを総称して「家論」といった。現代の倫理的在り方からすれば、至極もったもな論で、幕末明治の人にしては、極めて開明的・先進的である。

もう少し詳しくみると、次のようになる。(前掲書P206-208)

○父母たるの道

- (一) 兒子の幼少なる間、之を給養保持すること。 (二) 兒子の身体を強壯健にすること。
 (三) 兒子の知識を發達せしむること。 (四) 兒子の徳性を養成すること。
 (五) 兒子の為に生活の道を指導すること。 (六) 兒子の為に婚姻を求むること。

○子たるの道

- (一) 父母の命に服従すること。 (二) 父母を親愛すること。
 (三) 父母を尊敬すること。 (四) 父母の恩を知ること。
 (五) 父母の心を養ふこと。 (六) 父母に禍を及ぼさしめざること。
 (七) 父母の老を養ふこと。 (八) 葬祭のこと。

○夫婦たるの道

- (一) 夫婦は互いに愛情を篤くすべし。 (二) 夫婦は互いに恭敬を失ふべからず。
 (三) 夫婦は互いに清貞を守るべし。 (四) 夫婦は互いに協力すべし。

○夫が其婦に対するの道

- (一) 夫は其婦に対し親切ならざるべからず。 (二) 夫は其婦を保護せざるべからず。
 (三) 夫は其婦を侮慢すべからず。 (四) 夫は其婦を給養せざるべからず。

○婦が其夫に対するの道

- (一) 婦は従順にして其夫を恭敬すべし。 (二) 婦は家政を勤めて其夫を助くべし。
 (三) 婦は貧富共に夫家の分に安んずべし。 (四) 婦は堅く嫉妬を戒むべし。
 (五) 夫の不幸又は疾病の時は殊に懇切を尽くすべし。

西村はこの後、続けて次のように述べている。

「又兄弟姉妹の間にも夫々の道あり、又舅姑ある家に嫁したならば、舅姑と婦との道あり、是又能く心得ざるべからず、又奴僕は家倫には非ざれども、常に一家の内に居り、一家の事を勤め、家人に類する者なれば、又其道を講究せざるべからず。」と。

○主人が奴僕に対するの道

- (一) 仁恕の心を僕卑を仕ふべし。 (二) 寛縦に過ぎて侮慢を受くべからず。

- (三)主人は僕卑の安身に注意すべし。 (四)主人は僕卑の過失を宥恕すべし。
○僕卑が主人に対するの道
(一)僕卑は誠実を以て主人に事ふべし。 (二)寛縦に過ぎて悔曼を受くべからず。
(三)主人の為に節約を心掛くべし。 (四)主家の災難の時は殊に力を尽くすべし。
(前掲書P536-553)

この講義は、愛知県南説楽郡、北説楽郡、八名郡の三郡教育会連合による夏季講習会において小学教員の為に後述された西村の記録である。上に述べた「家倫の各条目」の速記録を校正したもので、西村の考えの具体的口吻がよみとれるとともに、述べられていることは、現代に妥当するものが多々ある。幕末明治期の教説として珍重すべきものがあるので紹介する。なお、この講義は、明治三十一年八月三日から同九日までの一週間の記録である。以下その一部を略述する。諸君は教育上については、すでに学問もあり、実験もあるから話すことは多分ご承知であろう。修身道德のことは重複してもかまわぬ。なぜなら、ただ知るだけではいかぬ、これを実行せねばならぬ、という序言がある。最後の僕卑とは、現代でいう、ハウスキーパーないし「お手伝いさん」等の呼称の対象になる人である。

この講義の眼目は、「維新以後はただに武士のみを教育するするでなく、士農工商の四民を同一に教育せねばならぬことになった。ここに一の注意すべきは、昔の武士教育を廃して新に四民同一の教育を施す際に一つの誤りがあった。それは武士教育を廃すると共に武士教育中の多分を占むる徳育をも廃したのである。かの明治五年太政官から頒布した学制には、新教育の眼目を説いてあるが、其中には忠孝、信義、勇武、廉恥等の諸徳は一言も書いてなく、殖産興業が主眼であって、金をためて自分の生活を豊かにすることが必要であると書いてある。」という。

明治維新以後の教育事情がつぶさに書かれていて、大変興味深い。とくに新学制以後は、殖産興業を目標に立て、忠孝、信義などの旧来の伝統的な諸徳は廃棄されてしまったことが批判的に述べられている。彼は続いて「昔の武士教育は、徳育に偏して知育を欠いたが、現時の教育は多くは外国の外形を見て知育に偏して徳育を欠いたのである。単に当路者が其方針を誤り、曲がれるを矯めて直きにおくといふわけであった。勿論其当時にはそれが宜いか悪いか知れなかったが、五年七年と経つとだんだん其弊が見えてきて、人民もやかましくいふし、政府も気がついてにわかには小学教則をも改正し、修身を第一に置くようになり、又修身教科書を編纂してこれを用ひしむるようになったが、いったん誤った教育の正路は容易になおるものではない。かつそればかりではなく社会一般が西洋の富とおごりとの外面に幻惑して、其のしかりし所以を窮めず、全く彼に心酔して其の真似をしようと思うものが多くなって、わが国在来の社会道德の制裁も薄らいできた。」(前掲書P538)という。それがまた、表題にいうところの家庭教育学の方法論の探求に通ずるであろう。

歴史はくりかえすといわれるが、まさしく、今日のわが国の教育事情は130年前にもどしたようである。今からみれば、まだ昔の方が旧来の諸制も教育の精神ものこっていたように思われるが、それはときの流れの必然性も加味してみると容易ではなかったのである。

わが国固有の道德心は容易に滅びないから、外部から破ろうとする勢力があっても、これに抵抗していた。だが、何によってその道德を維持すべきか、西村にはすこぶる苦慮するところであった。「そのときに学校の道德は、儒教をいれるべきか、あるいは西洋の哲学をいれるべきか、あるいは耶蘇教をいれるべきか、勝手な議論を立て、停止するところを知らずという有様であった。」(前掲書P538)

ところが幸いに明治二十三年十月に教育に関する勅語がくだされて、はじめて道德教育の土台が定まった。しかし、せつかくの勅語がくだされても、国民が徳育の重んずべきを知っただけで、これを行う方法が立たないと、西洋の富と奢りに人々の目がくらみ、己の良心は曇って、利欲のみに心は制せられ、ついには道德を軽視し風俗は次第に悪くなった。「今日の有様にて捨て置きたらば、百年の

後には如何になり行くかこれを思えばわが日本の前途も頗る心配にたへぬ。」(前掲書P539)と西村はいう。まさしくそのとおりの日本の現状である。そこで西村は「今日わが国民が道德上の心得は十二か条なければ足らないとおもふ」「諸君はこの十二か条をみな会得して胸中に蓄えねばならぬが、さりとして其の十二か条をのこらず小学生徒に教えるのではない。必要に応じて生徒の頭にしみこませねばならぬ」(前掲書 P545)という。その十二か条とは以下のごとくである。

第一、わが身を修むる道

第二、君臣の道

第三、父子の道 附けたり姑婦の道～姑と嫁(儒者はあまり論じて置かない。併し是れも一つの道がある)

第四、夫婦の道 附けたり女子の道

第五、兄弟姉妹の道

第六、師弟長幼の道

第七、朋友の道

第八、主従の道(雇主と庸人～人凡そ雇主となる者が、全国中何百万人あるか、この道は昔から説いていない。是は欠点である。是は欧羅巴にはある)附けて家長の道

第九、人に接する道

第十、国家が臣民に対する道

第十一、人民が国家に対する道(是は必要の条目である、此れをいふ為の前に国家が人民に対する道といふ条目をたててある)

第十二、国家が他の国家に対する道

是丈のこの研究が一通り届いてさうして此事に出遭った時に此事はかく処置するもの、其事に就いて平成の心得は斯の如きものといふ迄、会得が届けは、愚案では諸君の御職分の上に最早や道德の方の学問といふものは沢山だと信じます。此上はどの様な高尚の処迄御研究なさろうともご勝手次第であるが、先づ是だけが必要と思ふ。

つづいて西村は以上の各条目について、夫々解説をしている。以下にその要点を示してみよう。(前掲書P546以下)

わが身を修むる道

わが身を修むるといふ事は、「大学」に「天子より庶人に至るまで、皆身を修むるをもって本となす」とある。どうしても修身といふことは、天子から庶人に至るまで誰でも行わずして宜といふことはない。私は大学のこの条を深く信じているから、第一にこれを出しました。孟子も「天下の本は国にあり。国の本は家にあり。家の本は身にあり」という。身を修めることが第一である。カントは身を修めるを二つに分ける。一つは否定、一つは肯定と名づけた。否定とは、孔子のごとく「礼に非ざれば視ることなかれ」いうように、こういうことをするなと戒める。肯定とは、「なかれ」ではなく、こういうことを「せよ」という言い方である。この二つが調って身を修めることができる。研究には三つある。一は、保持ということ。保持とは原語で「セルフプレザーベーション」、これは自分の身体を保つこと、身体を無事息災に保つこと。二は、克己へ己れに克つこと。英語で「セルフコントロール」といい、西洋の学者はたいそうやかましく説いている。今いうところの肯定である。自分を抑える、自分を支配する、悪い心を起こさぬよう、悪道にはいらぬように制することである。

第三が修養である。西洋の語でいう「セルフカルチュア」。自分の心も身体も両方ともに樹木を養うように養い立てること。三つに小分けして、

第一、自分の身体を丈夫即健康にすること。

第二、自分の生命を保護して無益に生命を損傷せぬこと。

第三、自分の生計を立てること。人間は生計が天から降ってこないから、自分の衣、起居、動作等、

宜しきにかなうようにして、わが身を健全に養う。もう一つは、私欲を抑制し心を平らかにして天寿を保つこと。生命を保持することも三つある。一は、自分の生命を損傷すること、第二は自殺、自殺ということは、大変議論のあるところ、西洋と東洋ではよほど考え方に異なりがある。東洋では、自殺ということに善悪という論を立てたものがない。自殺の原因については善悪を論ずるが自殺そのものについては論じたものがない。ところが西洋では、昔から自殺は道徳にそむくから悪とされる。それは耶蘇教から出た説と思われる。自分の人体は上帝から授かったもので自分で勝手に死んで上帝に済まないということから、死を悪とする。日本人としてどういう解釈がよいか検討せねばならない。

次は自防、自ら防ぐ、正当防衛である。これは理教と宗教では反対である。仏教には自分を防ぐということはない。耶蘇教も同様である。人が左の頬を打ったら、右も向けて打たせるということがある。正当防衛ということは、宗教では禁じているが、法律及び理教では許している。許す所以、禁ずる所以の研究を要する。

第二は、克己ということ。いずれの宗教、理教でもこれを大切にしないものはない。わが身が打ち克たねばならぬものが三つある。第一は私欲、第二は自分の情に克つ。たとえば腹が立つというのも情である。ひどく愛するというのも情である。その情に克たねばならぬ。第三は偏性に克つということ。人は偏っている。気が短い、気が長すぎる、腹立ちやすい、飽きやすい、そのままだけではまだ不道徳にならないが、そのまま押していくと不道徳に陥るから、これに克たねばならない。

また私欲の中には二つある。欲と言う字は、西洋のアペタイト、このからだの構造にともなって生ずるもの。飲食の欲、男女の欲、これがもっとも有力である。動物はみな持っている。もう一つは、デザイヤー、知欲である。金が欲しい、名声が欲しい、人に尊ばれたい、これに是非うち克たねばならない。これは人間だけのものである。

それから修養、これははなはだ大切である。西洋の教えではだいぶ詳しく説いている。

第一は、知の修養である。第二は心の修養、第三は、行の修養である。西洋の修身書などに書いてある知と、チャイナの修身書にある智とを取り違えている。西洋の知育は、英語でインテレクトの訳語、知恵ではなく、おおく物事を知るの意味。日本で言う知恵は、英語のウイズドムに近い。物事を多く知る意味で、それには智とはちがう。物事を多く知るとは、学問である。学問のほかには経験とことがある。また観察とことがある。観は見といっしょで、心でみること。知の修養は、「大学」の「致知格物」で、心を修養するのは、大学でいう「誠意正心」に当たる。心を修養するのに二種ある。能に属する修養と、徳に属する修養とある。能に属する修養には、第一、志を立てること。志を立てねば心を養うことはできない。第二は、剛毅である。人の心は剛くなければ何事もできない。第三は、堅忍または忍耐である。堅忍不拔の心、こうと決めると消さして引き抜くことができない。これらはみな人の心の中にあることで自分で気をつければ養うことができる。

次は機を知るということ、世の中のことは何事でも前に「幾というものがある。たとえば雨のふる前には、空の様子が少し変わってくると同じで、まず「幾」が動く。その幾を知るということが肝心である。こういう事変が起こる前に、こういう前兆があるということは、自然に見えてくる。その心を養うこと。次が決断ということ。決断がなければ物事はできない。養うと決断力ができる。次は精密ということ。物事をするのに、精密とって、細かく行き届くように考える。これも養わなければできない。養うと決断力は強くなる。

また、徳に属するのは、第一に、敬を持すること。敬とは心に慎むこと、物事に念いれ、うっかりしないこと。その次は、誠を養う、誠は真実無妄とって、わが心の真心を以って事を行うことで、言行は必ず一致しなければならない。この誠は、もとより人間が持っているものゆえに、常々これを養い立てていけばその誠の力は堅固になる。

その次は、固信これは自らを信ずること。信じようが悪いとたいそう悪い方に行く。人は自ら信ずるところがなければ物事はできない。

次は恥を知る、人間は恥ずかしいということを知らなければ仕方がない。その次は義理の弁、義は仁義の義、すなわち公正の心、利は利益、これは心で弁じて物事に上に現れるから、その心を養わねばならぬ。それから、命を知る、「人事を尽くして天命を待つ、これを致す事なくして至るものは命なり」と古人いう。人間のなすべきだけのことを尽くして、それから来るのは天命である。人事を尽くさず災難にあったり、ことを遣り損なうのは天命ではない。尽くした上で来たのは天命なりと安んじて少しも驚かず恐れずに居らねばならない。以上わが心を修養うち、徳に属するものは、敬を持する、誠を養う、自信、恥を知る、義理の弁、氣、命節、命を知ると、七つあった。

去るべきことは、第一が嬌誇、誇る心、心の中で自分のしたことや学力や何かに慢心を起こす、これがごく悪い。これをのぞかねばならない。第二が、刻薄の人はその仕事は残酷である。残酷の人というものは、同じことをしても兎角人の困るように人の難儀するようにする。大軍の大將は敵を殺しても残酷でない。人の処理はそのうちに自然温和なところがある。これは除いてしまわねばならぬ。

その次は懦弱である。人間は懦弱(意気地がないこと)では何もできない。どのようなことも根性が懦弱ではすぐに挫折してしまう。その次は卑屈、卑屈と懦弱とは似ているが、卑屈は相手がある。人に対してむやみに腰を折ってしまう。威厳のある人に媚諂うということもここからくる。その次が軽躁、これは物事を深く考えずに流行やまたは人の言を聞いて軽はずみなことをする。次が頑固、時勢に適合しないこと。これらが知と心を養うに必要なこと。

これから「行」を修養することに及ぶ。これには八か条ある。第一、力行、これは善行をなすこと。その次は、反省、君子はこれを己に求め、小人はこれを人に求める、人に対してこちらで礼儀を行っても、向こうの人が無礼をする、その時にこのときは己の礼儀が不十分であったかと、わが身に立ち返るのが反省。その次は、改過、人間は過ちがないことはできない。改めることが必要である。

その次が勤勉、勤勉ということは、活計を立てるときにも必要であるが、ここでは行いをさすことで、すなわち善い行いを勤勉すること、仏書に「精進」というのはこのことである。その次は習慣で、習慣というものは恐いことで、うっかりしていると悪いほうの習慣にはいつてしまう。習慣は、第二の天性とは至極の名言である。この習慣をよく慎むのである。

その次は「敬天」である。この天のことについては、別に話すつもりである。儒教では、昔から天といい、上帝ともいう。天を敬うということは、道を行おうえには、どうしてもなければならぬことで、人間の知恵というのもの、良心というのもの、親がこれだけは授けてくれる働きもない。どこから来たものか、人間の知恵で測られない、それを測るだけの知恵を人間は持っておらぬ、けれどもこれは皆人為でできたものでないことは解っている。其の本源の天を尊敬するのは必要なことである。

その次は処世、世に処するというのは、世の中にうまく付き合うというばかりでなく、道に違わないようにすること。その次は、事を処する、これもやはり同様で、事を処するにもうまく処して、道に違わないように処する。合わせて八か条になる。行を修養するの個条は、まづこれにおいて宜しい。

大分個条が煩雑になったが、此れだけはないとたりない、これだけの条を昨日もいったように、まず儒書によって研究をして、儒書で解らぬところは西洋の書籍による、それを研究する時、二つの説が衝突したときには、なるべく儒書による方がよい。しかし、又わが国の国体、人情及び現今の時勢にも当てて見なければならぬ。(以下の「多くの講義は、第一日目に、道德の全体の条目を十二か条に分けて申しました。昨日はまた、その第一条わが身を修むるの道という小分けを話しました。今日は君臣ということですが、これは西洋には全くなく、儒教に説いているところです」というような意味の前置きを述べている。ここまでの出典は、全集第一巻道德教育講話上巻・P536-553まで叙述を要約し、現代語にも直すべきところは文意をたがえずに直して読みやすくしてある。)

西村の家論のような「道」を説いても、上にのべてきたような、『大学』の道は、否定することはできない。西村の言うように「凡そ人たる者はそれぞれの身分に応じて皆それぞれの道あり、則ち職

分あり、人の子たり妻たり弟たる者は固より宜しく守るべき道ありと雖も、父たり夫たり兄たる者も亦守るべきの道なしと言ふべからず」(同上)とあって、両者当然の守るべき道を拒むことはできない。

「家をととのえる」ということは、すでに解明したように、家族の誰か一人が自分の欲望にまかせて、勝手な行動に出るときは、家内はバラバラになって、ととのえることはできない。このことは現代の家族にとっても同様である。朱子は、今を去ること八百年前の人であり、原典の『大学』は更に古く、程明道(1032-85)は、「大学は孔氏の遺書」と言うように(大学章句冒頭)、孔子の遺書であるとすれば紀元前の書である。人間は、時を超え、場所時代を超えても、その基本的な在り方は、古今かわりなく、通じて一である。

朱子が「一毫の人欲の私」も去るといったのは、「大学の道」全体を覆うとともに、齊家(家をととのう)にも貫通しているのである。

7. 共生の実践と齊家～家庭教育学方法論研究序説～

新旧世代が家庭教育という場において、「共生」を全うするためには、上に述べたような「覚悟」が、家族一人一人に必要である。明德を天下に明らかにするには、まずその國を治めること、そのためには、まず我が家をととのえること、そのためには、まず我が身を脩めることが求められた。修身以下は、自分の心の在り方の問題である。齊家の根本は、身を脩め、自分自分の欲望を抑えることである。大抵の場合、自分の家が治まりととのわれないのは、夫や子どもが、我欲をもってそれを押し通そうとするからである。共生とは、一人一人が我欲を抑えて、家族全体が足並みをそろえることである。足並みをそろえるとは、「はみ出さない」こと、バラバラにならないことである。一家には、大筋において一家全員が、常に家族の一員としてまとまっていくことを意識し、自覚することが重要である。祖父母は祖父母なりに、父母は父母なりに、子どもは子どもなりに、そういう意識・自覚が必要である。「家がととのう」ということは、家族は個々人であって、それぞれ自分の行動に責任を持ち、同時に全体としてリーダーのもとにまとまることである。それを家庭教育における新旧の共生ということだと筆者は考える。生活という実践の場において、さらに明確な姿が見られるとき、ととのった家が家族の実践を通して、その姿を現わし示すであろう。

このように考えて来ると、西村が明治初年から中期にかけて最も苦悩したのは、明治の新政が始まってから、それ以前の教育の概要はすべて「四民同一」の名のもとに廃止されたことであった。西村はいう。「ここに一つの注意すべきは、昔の武士教育を廃して新たに四民同一の教育を施す際に一つの誤りがあった。それは武士教育を廃すると共に武士の教育中の多分を占める徳育をも廃したのである。かの明治五年太政官から頒布した学制には、新教育の眼目が説いてあるが、その中には忠孝、信義、勇武、廉恥等の諸徳は一言も書いてなく、殖産興業が主眼であって金をためて自分の生活を豊かにすることが必要であると書いてある」(前掲書P537-538)と。

教育勅語が發布される前のことである。武士教育の内容たるものが一言も書かれていないのが明治初年の『新教育』であった。さらに重要なことは、「折角の勅語も国民が徳育の重んずべきを知っただけで、之を行う方法が十分立たぬには困る。而して社会の道徳はいよいよ乱れ来て西洋の富と奢りとのために人々の目が眩み、己の良心は曇りて利欲のみに心を制せられ、遂に道徳を軽視するに至り、風俗は次第に悪くなった。」(前掲書P538)という。教育勅語の重要さはわかっても、どうしたらそのようにできるか、国民には何もわかっていない、と西村は嘆く。タイムトンネルをくぐっている錯覚に襲われる。道徳教育の方法論、家庭教育の方法論がおろそかにされている、或いは考えるべきことに気づいていないとは、筆者のかねて論じてきたところであるが、いよいよ自らが筆を取らざるを得ないと痛感するに至っている。

ところで、この論文の副題に家庭教育方法論研究と付しておいたが、あえて改めて論ずることをし

なかった。そのわけは二つある。一つは家庭教育の基本原理、道理、理法、といわれるようなことがまず明らかにされ、それに続いて、では以下にてそれを日常卑近の生活の中で実現するか、いかにして個々の行為をその原理、筋道、理法に適合した、ないしそれにぴたりと合った行為ができるか、いかにしてあやまった筋道を正当・まともな道に近づけるか、というような具体的実践の方法を明らかにすることが肝心であった。論語で言えば、「道」をあきらかにしたら、いかにしてそれを具体的実践として形象化するかである。これを「術」ないし「方」といった。現代的に言えば「方法論」ないし「方法」ということになろう。体系的な学説であれば、その学の方法については、しばしば論ぜられるものである。

本論文でいうならば、西村茂樹博士のいわゆる「道」である。それにあたる部分をのぞいていては、家倫の内容についてはあまり触れられておらず、ここではもっぱらそのディテール、つまり個々の行為を中心に述べられている。しかし、西村博士は、「家倫」の道にあたる部分については十分に意識していることがわかる。すでに述べたところにも、明治二十三年十月に下付された「教育勅語」について、教育の「基礎」つまり根本の原理は固まったが、ではどうして達成するかその方法が国民には解っていないという意見があった。

さらに文献的に調べてみると、古典の『大学』の首章には「大学の道は・・・」と本源の拠りどころが示され、ついで明明徳、新民、止至善の根本原理が説かれ、続いて修身、齐家、治国、平天下に繋げられている。上の三綱領は、いわゆる根本の道、原理・原則であり、以下はその実現の方途である。

続いて西洋に眼を転ずると、かのカント(Immanuel Kant)の三批判書において極めて重要なことを述べている。かの『純粋理性批判』の「先験的方法論」において、つぎのようにいう。方法とはカントによれば、「偶然的で主観的な取扱説明しか持ち得ない通俗的認識とは異なり、学問的認識に必要な、理性の原理原則に従った手続き[B853]のこと」である。したがって理性批判に従事する三批判書にはそれぞれ「方法論」に関する論究が存在し「人倫の形而上学」において広義の義務を扱う「徳論」にも「倫理学の方法論」が存在する。ただし、前の二批判書において「方法論」が「原理論」と並ぶ二大部門をなすのに対して、「判断力批判の趣味の方法論」および「目的論的判断力の方法論」は本論の附録として扱われる。(弘文堂『カント事典』P480)

要するに、学の「方法論」とは、前提になるその学問の体系的な意味における原理原則が述べられ、それに従う(たとえば倫理学でいえば)徳論が初めに立てた原理原則に、つまり理法とか道と称される論理の実践的な徳行のかたちとして証示されるのである。したがって、これがなければ一系の学問としてみなされないことになる。

(この論文は、2004年に韓国韓瑞大学校で行われた「日韓家庭教育フォーラム」で発表した基調講演の原稿に手を加えたものである。) (受理日：2005年3月24日)